平成２５年（フ）第１０８４号
京都市左京区聖護院山王町18番地　メタボ岡崎507号
破産者　葛川　由美
1　決定年月日　平成26年４月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第９７５号
広島県山県郡北広島町新庄806番地１
破産者　細山実千代
1　決定年月日　平成26年４月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６６９号
名古屋市港区九番町１丁目１番地の１　九番団地１棟806号、従前の住所名古屋市中区栄１丁目21番31号　ダイアパレス白川公園805号
破産者　斉藤　和也
1　決定年月日　平成26年４月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１９９９号
愛知県愛西市町方町彦作堤外１番地71
破産者　横山　伸悟
1　決定年月日　平成26年４月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２７号
三重県伊賀市上野田端町1004番地の１
破産者　小川礼子こと　小川　紀子
1　決定年月日　平成26年４月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２５年（フ）第２７８号
長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉2232番地　プリムローズスクエアＳ―202、前住所川崎市宮前区有馬１丁目10番19―403号　フアミネス鷺沼
破産者　米内　幸彦
1　決定年月日　平成26年５月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１０６号
山口市楠木町５番25号
破産者　安村　幸恵
1　決定年月日　平成26年４月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第５０号
北海道滝川市滝の川町西５丁目２番28号
破産者　中村　義和
1　破産債権の届出期間　平成26年５月29日まで
2　一般調査期日　平成26年６月12日午後２時
平成26年５月１日
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２５年（フ）第５０５９号
大阪府大東市三住町６番５号
破産者　上山　榮雄
1　破産債権の届出期間　平成26年６月３日まで
2　一般調査期日　平成26年７月３日午後３時30分
平成26年５月１日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２５３号
滋賀県大津市石山寺５丁目２番４号
破産者　片岡　弘和
1　破産債権の届出期間　平成26年６月16日まで
2　一般調査期日　平成26年９月５日午前10時
平成26年５月１日　大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第８９号
兵庫県西脇市西田町116番地
破産者　松原商事株式会社
1　破産債権の届出期間　平成26年６月26日まで
2　一般調査期日　平成26年７月31日午後１時30分
平成26年５月１日　神戸地方裁判所社支部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第６３６号
東京都港区赤坂９丁目７―７―904
破産者　松本　宗篤
免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
平成26年５月１日
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１９２０号
愛知県尾張旭市南新町中畑242番地　グレース富士102号
破産者　北沢三郎こと　鄭　三郎
免責意見申述期間　平成26年７月18日まで
平成26年４月30日
名古屋地方裁判所民事第２部

監督命令

平成２６年（再）第１号
新潟県三条市福島新田丙1620番地１
再生債務者　ダイヤ精工株式会社
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　新潟県三条市興野２丁目２番50号　メゾン・ド一番館Ⅱ205号　髙野義雄法律事務所　弁護士　髙野　義雄
平成26年４月30日　新潟地方裁判所三条支部

再生債務者の株式の取得等を定めた再生計画案の提出の許可

平成２６年（再）第１号
大阪市西区江戸堀３丁目１番31号、商業登記簿上の本店所在地大阪市西区江戸堀２丁目７番15号
再生債務者　大倉ケミテック株式会社
決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。
1　再生債務者が取得する株式の数　再生債務者の発行済み株式28万株のうち16万9284株
2　再生債務者が１の株式を取得する日　再生計画認可決定確定日から１か月が経過した日
3　募集株式の種類及び数　普通株式25万株
4　募集株式の払込金額　募集株式１株につき20円
5　募集株式と引換えにする金銭の払込期日　再生計画認可決定確定日から１か月が経過した日
6　増加する資本金の額　500万円
平成26年４月30日
大阪地方裁判所第６民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２６年（再イ）第２４号
埼玉県戸田市美女木１丁目９番地の７
再生債務者　湯本　光一
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年５月21日まで
4　一般異議申述期間　平成26年６月４日から平成26年６月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２６年（再イ）第４号
長野市若穂綿内5238番地
再生債務者　小林　幸弘
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年５月21日まで
4　一般異議申述期間　平成26年６月４日から平成26年６月11日まで
長野地方裁判所民事部再生係

平成２５年（再イ）第５８号
愛知県知立市長篠町新田東13番地２　ウイングヒルズながしの二番館106号
再生債務者　新屋　和宏
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年５月21日まで
4　一般異議申述期間　平成26年５月28日から平成26年６月４日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部